

京都市告示第 4 2 0 号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年 9 月 3 0 日から地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を行わせることとしたので、規則第 6 5 条 3 項の規定により告示します。

平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日

京都市長 門川 大作

（文化市民局地域自治推進室）